

平成29年度改定

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画(案)

～生きる力を育む学校づくりを目指して～

(パブリック・コメント用)

平成30年 月

米沢市教育委員会

目 次

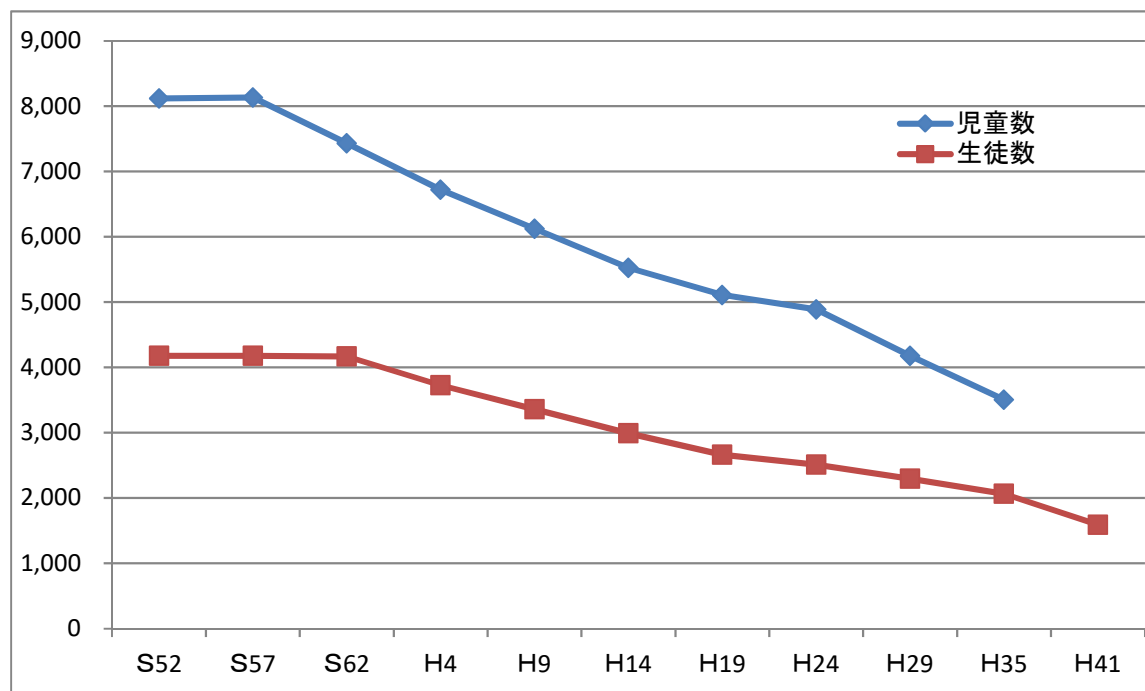
はじめに	1
I 計画策定にあたって	
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画見直しの検討	
II 本市における小中一貫教育	3
1 小中一貫教育の推進	
III 本市小・中学校の状況と課題	4
1 児童生徒数の推移	
2 小・中学校の規模	
3 学校施設の老朽化の現状	
IV 学校の適正規模	8
1 適正規模について	
2 学校規模の適正化について	
V 学校の適正配置	11
1 適正配置についての基本的な考え	
2 適正配置の実施方法	
VI 教育環境に関する整備	15
1 統合に伴う子どもたちへの配慮	
2 学校間連携による教育活動の推進	
3 小中一貫教育の推進	
4 通学環境に関する整備	
VII 学校規模の適正化を円滑に進めるための取り組み	15
1 地域説明会の開催	
2 地元代表者協議会の設置	
3 統合準備委員会の設置	
VIII 統合後の学校施設について	16
1 廃止した学校施設等について	
2 廃止した学校の分校について	

はじめに

平成29年度の市内小中学校に在籍する児童生徒数は、6,474人ですが、最新の推計では平成35年度には5,571人まで減少すると見込まれます。これは約40年前の昭和57年度の児童生徒数12,311人の約47%であり、40年間で半分以上の6,740人が減少することになります。

図表1 本市小中学校児童生徒数の推移（単位：人）

平成29年5月1日現在 H35・H41の人数は推計



年度	S52	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29	H35	H41
児童数	8,121	8,134	7,434	6,725	6,124	5,526	5,108	4,889	4,180	3,507	—
生徒数	4,178	4,177	4,171	3,729	3,358	2,991	2,666	2,514	2,294	2,064	1,592
合計	12,299	12,311	11,605	10,454	9,482	8,517	7,774	7,403	6,474	5,571	—

本市教育委員会は、平成21年4月から米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会を立ち上げ、平成23年2月には「基本方針」を策定しました。さらに、この方針に基づき、平成25年2月には「基本計画」を策定したところです。

その後、具体的な統合の準備を進めてきましたが、国の小中一貫教育に関する学校教育法の改正という大きな動きを受け、平成26年11月に一旦休止しました。

少子化に伴う学校・学級の小規模化と同時に、学校施設の老朽化も進み、今後厳しさを増す市の財政状況の中で、将来の学校像を早急に示すことが今求められています。

このことから、本市教育委員会では子どもたちの生きる力を確実に育むべく、小中一貫教育の導入に向けた検討を進めるとともに、小・中学校の適正規模・適正配置を実施するために、新たな「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」を策定します。

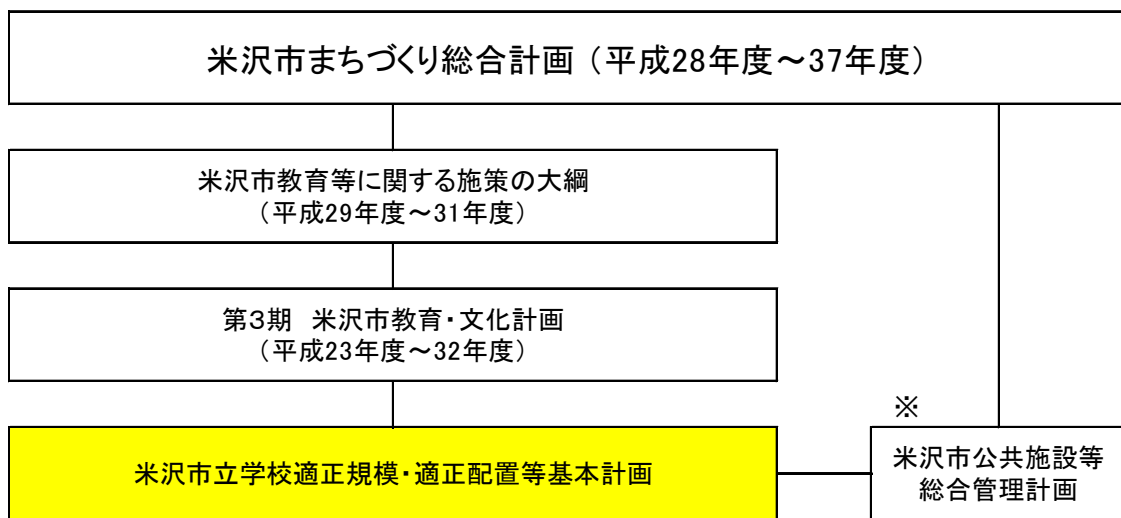
I 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

近年の少子化に伴い本市小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の水準の維持・向上を図り、「子どもたち一人一人が社会の変化に対応し、これからの時代を担う『生きる力』を育み、望ましい人間形成を図る」ことができるより良い教育環境の創出と教育の質の充実を目的とします。

2 計画の位置付け

図表2 計画の位置付けのイメージ



※ 本計画は、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目的とするものですが、本市の公共施設という観点から、米沢市公共施設等総合管理計画の個別施設計画という位置付けもなされています。

3 計画の期間

地域との協議が必要であり、計画の完了までにはある程度の時間が必要であるため、計画期間は平成30年度（2018年度）から平成49年度（2037年度）までの20年間とします。

4 計画見直しの検討

5年毎に最新の人口データ等をもとに計画見直しの検討を行いますが、国の教育制度改革や宅地造成などによる児童生徒数の大幅な増加など、特段の事情がある場合には、必要な時期に見直しを行います。

Ⅱ 本市における小中一貫教育 ー適正規模・適正配置の前提としてー

1 小中一貫教育の推進

(1) 小中一貫教育について

① 「小中連携教育」と「小中一貫教育」

・小中連携教育

→ 小・中学校の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

・小中一貫教育

→ 小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

② 小中一貫教育の類型

・義務教育学校

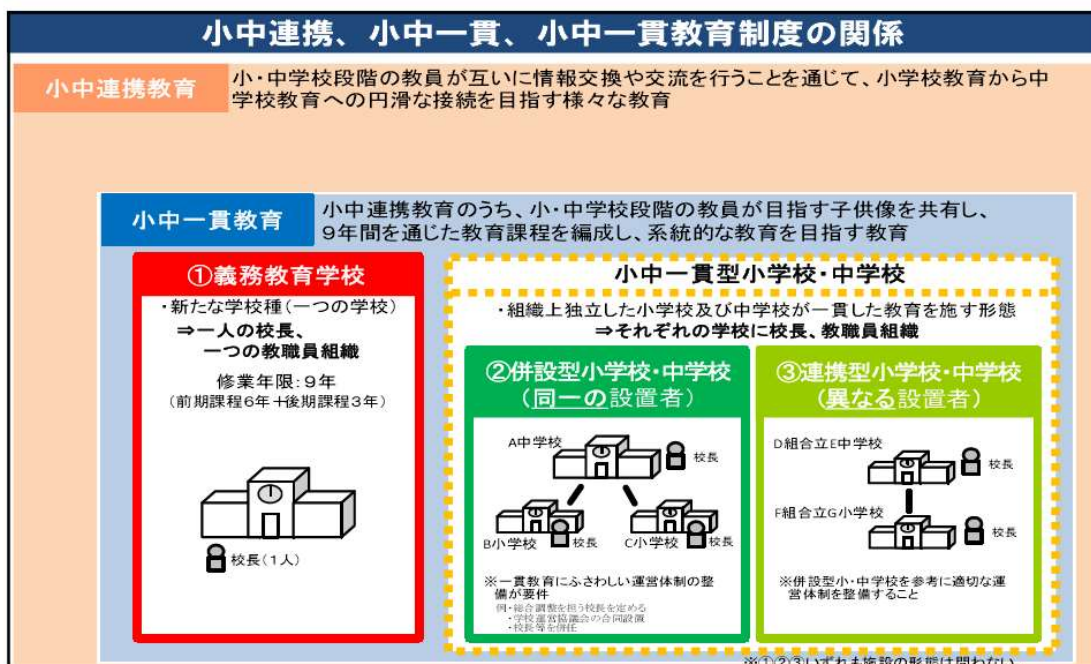
→ 小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態

・小中一貫型小・中学校

→ 組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態

※ 施設形態では、義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても施設一体型に限らず、施設隣接型、施設分離型といった施設形態も可能

図表3 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」文部科学省より



(2) 本市の小中連携教育の取り組み状況

本市においても、以前より、中学校教員が小学校で授業を行うといった、小学校と中学校が連携したさまざまな取り組みを行ってきました。また、生徒指導上の情報を共有したり、合同の研修会で共に学んだりしながら、小中連携教育の実践を重ねてきました。教育委員会としても、「米沢っ子学びの手引き」を作成・配付し小学校・中学校・家庭が連携する取り組みを進めてきました。

しかし、1つの中学校に最大で4つの小学校から進学するという、本市の学校配置の状況もあり、こうした小中連携教育は十分進んでいるとは言えない現状でした。

(3) 本市における小中一貫教育について

平成26年度以降、教育委員会では、小中一貫教育を実施している地域や学校を視察し内部検討を進めてきました。また、平成29年度は米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会での意見交換を経て、本市においても、小中一貫教育の導入に向けた具体的な取り組みを始めることとしました。

現段階では、市内の全中学校で取り組める施設分離型の小中一貫教育の導入を目指します。実践を重ねながら、児童生徒にとっても教職員にとってもメリットが大きい、本市ならではの小中一貫教育をつくっていきます。

具体的には、教員からなる研究員会を立ち上げ、本市における小中一貫教育の推進に向けての調査・研究を進め、教育委員会で推進計画を策定していきます。また、一つの小学校から一つの中学校に進学するための中学校区の改編など、小中一貫教育を推進するための環境面での整備も進めていきます。

今後は、小中一貫教育の推進を視野に入れ、小・中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいくこととします。

Ⅲ 本市小・中学校の状況と課題

1 児童生徒数の推移

本市における児童生徒数は昭和52年度には12,299人でしたが、昭和57年度以降減少を続けており、平成29年度では6,474人となっています。さらに、住民基本台帳を基に将来の児童生徒数を推計すると、平成35年度には児童生徒数が5,571人となり、40年前の半分以下となります。

これは少子化などが一気に進んだことが要因です。平成3年度の出生数は977人であるのに対して平成28年度は504人と、まさに激減と言えます。人口減少と少子化の流れは、今後もさらに進行する可能性があります。

2 小・中学校の規模

学校教育法施行規則によれば、学校規模の標準は小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされています。ただし、この標準は「特別の事情があるときはこの限りではない。」という弾力的なものとなっています。ここでは、各学校の規模を明らかにするため、特別支援学級を除いた学級数を表記しています。

図表4 小学校の規模（■の部分は複式学級のある場合）

	平成29年度		平成35年度推計	
	児童数（人）	学級数	児童数（人）	学級数
興譲小	214	7	164	6
東部小	536	18	477	18
西部小	559	20	488	18
南部小	532	18	390	14
北部小	442	18	412	15
愛宕小	266	11	207	8
万世小	252	10	183	7
関根小	40	■5	36	■3
南原小	158	6	110	6
関小	17	■3	12	■3
三東小	41	■4	35	■4
三西小	24	■3	17	■3
広幡小	60	6	48	■5
六郷小	40	■4	28	■3
塩井小	137	6	140	6
窪田小	333	12	356	13
上郷小	228	8	174	6
松川小	301	12	230	9
合計	4,180	171	3,507	147

学級数	平成29年度	平成35年度推計
3学級	関・三沢西部	関・三沢西部・関根・六郷
4学級	三沢東部・六郷	三沢東部
5学級	関根	広幡
6学級	南原・広幡・塩井	南原・興譲・塩井・上郷
7～11学級	興譲・愛宕・万世・上郷	愛宕・万世・松川
12～18学級	東部・南部・北部・窪田・松川	東部・南部・北部・窪田・西部
19学級以上	西部	

図表5 中学校の規模

	平成29年度		平成35年度推計		平成41年度推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第一中	328	11	299	11	249	9
第二中	403	13	485	17	340	12
第三中	340	12	280	10	248	9
第四中	472	15	408	14	348	12
第五中	246	9	212	9	146	6
第六中	146	5	151	6	111	3
第七中	260	9	229	9	150	6
南原中	99	3				
合計	2,294	77	2,064	76	1,592	57

学級数	平成29年度	平成35年度推計	平成41年度推計
3～6学級	南原中・第六中	第六中	第六中・第五中 第七中
7～11学級	第一中・第五中 第七中	第一中・第三中 第五中・第七中	第一中・第三中
12～18学級	第二中・第三中 第四中	第二中・第四中	第二中・第四中

(参考) ※学級編制について

学級編制は、国の定めた基準として、小学校1年生は35人、小学校2年生以上は40人を1学級としています。ただし、小学校2年生については、国の加配により35人学級を実施しています。また、本県は、さんさんプランにより少人数学級編制を行っているため、以下のような編制になっています。

① 小学校1・2年生

35人まで1学級、36人から66人までが2学級、67人から99人までが3学級、100人から132人までが4学級

② 小学校3年生から中学校3年生まで

40人まで1学級、41人から66人までが2学級、67人から99人までが3学級、100人から132人までが4学級、133人から165人までが5学級、166人から198人までが6学級。

③ 小学校の複式学級は、2つの学年の児童数が16人まで、小学校1年生が含まれる場合は8人までとなります。中学校の複式学級は、2つの学年の生徒数が8人までとなります。

小学校においては、複式学級がある学校やクラス替えができない学校が増えていくことが予想されます。また、将来的には7学級・6学級という学校も複式学級を置かなければならない状況になることが予想されます。

平成35年度の時点で7学級以上ある愛宕小・万世小・松川小についても7学級から9学級という規模であり、半分以上の学年が単学級となります。児童の減少に伴い学校規模も小さくなり、12学級以下の小規模校がほとんどという状況になります。

また、中学校でも小規模化が進みます。中学校が小規模になることの大きなデメリットとして教員の配置があります。教員の定数は学級数（生徒数）で決まるため、特に、技能教科の教員の配置ができないことが想定されます。

3 学校施設の老朽化の現状

本市の小・中学校施設の大部分は、昭和40年代から昭和50年代にかけて建築されたものであり、老朽化が深刻になっています。

また、近年は耐震性能の確保を優先して耐震補強工事を実施してきたこともあり、大規模な改修・更新などの対策は進んでいません。

一般的に鉄筋コンクリート構造の建築物は40年から50年が耐用年数と言われており、理論計算上からは随時更新していく必要性がありますが、本市の財政状況から勘案すればその実現は難しく、現在も修理・修繕を行いながら使用せざるを得ない状況です。

また、学校備品等についても同様であり、子どもたちのよりよい学習環境を確保するためには、児童生徒数に見合った学校数の適正化が最も有効であると考えられます。なお、各学校の建築年度は下表のとおりです。

図表6 小・中学校の建築年度

建築年度	小学校	中学校
昭和30年代		第五中・南原中
昭和40年代	興譲小・東部小・西部小・北部小 関根小・三沢東部小・三沢西部小 広幡小・六郷小・塩井小・窪田小	
昭和50年代	南部小・万世小・関小	第二中・第三中
昭和60年代 ～平成9年度	愛宕小・南原小・松川小	第一中
平成10年代		第六中・第七中
平成20年代	上郷小	第四中

IV 学校の適正規模

1 適正規模について

学校では、子どもたちが知識や学力を身に付けるだけでなく、集団の中で人間関係を築き様々なことを学習しながら、体力の向上や自主自立性を育てていくことを教育効果として期待するものであり、発達段階における子どもの人格形成面においても、学校におけるグループ活動や部活動、行事などを通して、様々な人と関わりながら社会性を育むことが求められています。

平成23年2月に米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会から示された答申による「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本方針」及び平成25年2月に策定した「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」に基づき、本市では小中学校の適正規模を以下のとおりとします。

(1) 小学校

小学校では、特に、人間性を豊かにする意味で地域に根差した教育を重要視する必要があります。しかし、学習指導・生徒指導・学校経営面において、よりよい教育環境を提供できる学級数は確保しなければなりません。

→ 多様な人間関係を築くことのできるクラス替えを可能とする
各学年2学級以上の12学級以上を適正規模とします。

(2) 中学校

中学校については、高等学校やその後へ続く社会へのステップとして、集団生活への適合性を身に付けるために、より多くの人との関わりが重要視されます。そのためにはある程度の規模の集団の中で学ぶ必要があります。

また、指導体制の充実が教育効果を高めるためには欠かせない条件です。学級数が増えることで教員数も増え、各教科の専門教員の配置が可能となります。特に、授業時数の多い教科においては、教科経営上、専門教員の複数配置は必須条件であります。さらに、部活動の選択肢増や組織的な学校運営、多様な指導方法の選択を行うための教員の確保という観点からも、ある程度の学級数が必要となってきます。

→ 指導体制が充実する
各学年4学級以上の12学級以上を適正規模とします。

(参考) ※学級数と教員数について

学校に配置される教員の数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定められた都道府県ごとの教職員総数の標準（標準定数）が基になります。都道府県は標準定数を標準としつつ、独自の判断も織り込みながら、県費負担教職員の定数を条例で定めます。

例えば、教頭及び教諭等の定数は、学級数に応じて必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定しています。

(標準定数)

中学校 6学級の学校の学級総数 × 1.75

9学級の学校の学級総数 × 1.72

12学級の学校の学級総数 × 1.57 といったものです。

例えば、6学級であれば校長1名、教頭と教諭で10.5名

9学級であれば校長1名、教頭と教諭で15.5名

12学級であれば校長1名、教頭と教諭で18.9名となります。

9学級の場合、国語・社会・数学・理科・英語の5教科について2名ずつの配置、音楽、美術・家庭・技術は各1名、体育は男女別に行うため2名の配置とすると、合計で16名必要となり、非常に厳しい状況となります。中学校では教員数により、学年教員団の構成や、男女別で指導する体育授業での授業形態、時間割の組み方など、学校運営上大きな違いが出てきます。また、複数顧問制をとる部活動の数にも反映されます。

2 学校規模の適正化について

(1) 本市における学校規模の適正化の考え方

文部科学省が示している学校規模の適正化に関する基本的な考え方や、平成21年度以降の米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会での議論、また、基本計画策定時のパブリックコメントの意見などから、学校が本来の役割を果たすためには、ある程度の学校規模を確保することが必要だということは広く認識されているところです。

そこで、本市では、「将来を担う子どもの教育」を第一義に考え、適正規模を下回る学校については学校の統廃合を検討し、全ての学校が適正規模となることを目指します。

学校規模の適正化を図るには、学校の統廃合とともに、通学区域の変更が考えられますが、本市においては小学校区と行政区が基本的に一致しており、現行の小学校区が長期にわたり継続してきたことや、通学区域の変更だけでは対応できない状況であることから、原則として統廃合により学校規模の適正化を進めるものとします。

(2) 学校規模の適正化による効果

① 学習指導面（学力の向上）

- ・ 日々の授業では、グループ学習や課題選択学習など、多様な学習形態や指導体制が可能となり、より多くの関わり合いの中で伝え合い、多様な考え方に触れ、現在求められている「主体的、対話的で深い学び」を実現する学習活動が行いやすくなります。
- ・ 集団の中で切磋琢磨する機会が増えることで、相互に高め合うことが可能となり、一人一人の思考力・判断力・表現力・技能のさらなる伸びが期待されます。例えば体育の球技やリレーなどの授業では、複数のチームと対戦できることから、相手チームに応じた作戦を立てるといった、より充実した学習活動が可能となります。

② 生徒指導面（社会適応力の育成・自己有用感の醸成）

- ・ 異学年を含め、多くの仲間と共に学校生活を送ることや、学級替えができることなどから、人間関係の固定化を防ぐことができます。
- ・ 様々な人間関係を経験することで、社会性や協調性、たくましさを身に付けることが期待されます。
- ・ ある程度の教職員数や児童生徒数がそろうことで、児童会活動や生徒会活動、クラブ活動や部活動などの集団活動の選択肢が増え、児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばす機会が増えます。

③ 学校運営面（より充実した教育が行える環境づくり）

- ・ 統合による学校規模の適正化が進むことにより、小中一貫教育の実践がより効率的に行えるようになります。
- ・ 教員数が多くなることで、ティーム・ティーチングや習熟度別学習指導といった、多様な教育活動が可能となります。また、教育相談や生徒指導の体制も充実します。
- ・ 小学校では学級外の教員の配置や、学年内での相談・協力・研究が可能となり、より充実した学校運営が行える環境が整います。
- ・ 学校行事での交通費など、保護者一人当たりの負担を軽減することが可能となります。
- ・ 統合による学校規模の適正化が進むことにより、施設の修繕整備や備品の更新が行いやすくなります。

V 学校の適正配置

1 適正配置についての基本的な考え

- (1) 学校規模の適正化を図るため、学校の統廃合により適正配置を行います。
- (2) 学校の適正配置により、小学校卒業後は全員同じ中学校に進学できるようにし、小中一貫教育をより一層推進します。
- (3) 少子化が進むことを見据えて長期的な市全体のグランドデザインをここでは示し、計画的に適正配置を進めます。
- (4) 実施の優先順位は老朽化が進んでいる中学校（南原中・第五中・第二中・第三中）の統廃合を優先的に実施することとします。
- (5) 小学校についても併せて学校規模の適正化を進め、まずは複式学級を解消し、各学年1学級を確保することを優先的に進めます。
- (6) 計画の実施にあたっては、通学路の安全対策や通学支援策及び学校施設の増築等の整備などに十分配慮しながら進めていく必要があり、これらを一斉に実施することは困難であるため、段階的に実施していくこととします。
- (7) 統合する場合には、既存施設や用地の有効利用を図ることとし、対象校のうち最も条件のよい学校とします。教室不足などが見込まれる場合については、適宜増築等を行います。また、必要な場合には、新校舎の建設も行います。

2 適正配置の実施方法

(1) 中学校について

① 中学校の再編方法

適正規模である12学級を維持するためには、将来的には中学校3校が適正であると考え、現在8校ある中学校を最終的に3校に再編統合します。

図表7 中学校配置（再編）一覧

地区名	小学校	中学校 (仮称)
東地区	東部小、松川小、関根小、興譲小 上郷小、万世小	東中
南西地区	南部小、南原小、関小、 西部小、愛宕小、三沢東部小、三沢西部小	南西中
北地区	北部小、窪田小、 塩井小、広幡小、六郷小	北中

図表8 今後の3地区の中学校生徒数の推移

地区名	中学校	平成29年度			平成41年度推計		
東地区	第一中	328	834	通常学級 29学級 特別支援 7学級	316	575	通常学級 19学級
	第五中	246			109		
	第七中	260			150		
南西地区	第二中	403	842	通常学級 28学級 特別支援 5学級	312	576	通常学級 19学級
	南原中	99					
	第三中	340			264		
北地区	第四中	472	618	通常学級 20学級 特別支援 4学級	348	441	通常学級 15学級
	第六中	146			93		
	生徒数計	2,294			1,592		

※平成41年度の生徒数は新しい中学校区での推計です。なお、現時点では特別支援学級在籍生徒数が未定のため、学級数は、全ての生徒が通常学級に在籍するものとして表しています。

② 学校施設及び統合年度

・(仮称) 東中学校

【学校施設】 現在の第一中学校の校舎を活用します。

【統合年度等】

段階的に統合を進め、第一段階として、第一中学校と、老朽化が進んでいる第五中学校が統合し、新たに(仮称)東中学校を開校します。その後、(仮称)東中学校と第七中学校が統合します。

統合年度については、今後の生徒数の推移をもとに、それぞれの地域との協議の上決定します。

・(仮称) 南西中学校

【学校施設】 現在の第二中学校の敷地に建設予定です。

【統合年度等】

南原中学校と第二中学校の統合が新中学校開校までの暫定的な措置であることを踏まえ、(仮称)南西中学校については、平成37年度の開校を目指し準備を進めます。

・(仮称) 北中学校

【学校施設】 現在の第四中学校の校舎を活用します。

【統合年度等】

第四中学校と第六中学校が統合し、新たに(仮称)北中学校を開校します。統合年度については、今後の生徒数の推移をもとに、それぞれの地域との協議の上決定します。

③ 中学校区の変更

小中一貫教育の推進を図るために、それぞれの中学校の開校に合わせ、学区の変更を行います。これにより、市内の全ての小学校において、卒業後別れて進学することが解消されます。

(仮称)南西中学校が開校する時には、南部小学校の卒業生は(仮称)南西中学校に進学することになります。また、興譲小学校の卒業生は全員第一中学校((仮称)東中学校)に進学することになります。

ただし、統合に伴う学区の変更により、兄弟姉妹で異なる中学校に通学しなければならない家庭に配慮できるよう、移行期間の設定や弾力的な取扱いについて検討していきます。

図表9 中学校統合に伴う進学先

現在の進学状況			統合 ⇒	統合後の一小一中進学予定		
18小学校	進学 →	8中学校		将来の小学校 グループ	進学 →	3中学校
東部小① 松川小① 関根小	→	第五中	⇒	東部小 松川小 関根小	→	(仮称) 東中
興譲小① 東部小② 南部小① 松川小②	→	第一中		興譲小	→	
上郷小 万世小	→	第七中		上郷小 万世小	→	
南原小 関小	→	南原中	⇒	南部小 南原小 関小	→	(仮称) 南西中
興譲小② 西部小① 南部小② 愛宕小	→	第二中		西部小 愛宕小	→	
西部小② 三沢東部小 三沢西部小	→	第三中		三沢東部小 三沢西部小	→	
興譲小③ 北部小 窪田小①	→	第四中	⇒	北部小	→	(仮称) 北中
塩井小 広幡小 六郷小 窪田小②	→	第六中		窪田小	→	
				塩井小 広幡小 六郷小	→	

※ ①②③印のある小学校は、現在複数の中学校へ分かれて進学しています。②までの記載は2校に、③までの記載は3校に分かれて進学します。

小中学校の再編に伴い、小中一貫教育が進めやすくなります。

(2) 小学校について

① 小学校の再編方法

学校規模の適正化を図るため、中学校区と連動させ、小学校の適正配置について以下のグループをつくります。

また、このグループを基に小中一貫教育を推進していきます。

図表 10 小学校配置（再編）一覧

地区名	中学校 (仮称)	将来の小学校グループ
東地区	東中	・ 東部小、松川小、関根小
		・ 興譲小（※1 複合化）
		・ 上郷小、万世小
南西地区	南西中	・ 南部小、南原小、関小
		・ 西部小、愛宕小、三沢東部小、三沢西部小
北地区	北中	・ 北部小
		・ 窪田小
		・ 塩井小、広幡小、六郷小

※1 興譲小学校については、通常学級に加え、特別支援教育の中心校として、各種特別支援学級を設置するとともに、教育相談窓口・適応指導教室といった機能を持つ教育支援センターとの複合化を構想しています。

この小学校グループは先を見据えた将来的な姿であり、計画期間である20年間で、最終的には8校に再編統合することを目指し、統合を進めていきます。その過程においては、段階的な統合も考えられます。

統合にあたっては地元代表者協議会を設置し、児童数の増減を注視しながら今後の対応についての協議を行い、統合の方向性や統合年度について決定していきます。

具体的には、平成30年度から、複式学級を持つ学校の地域との協議を開始します。

② 学校施設

既存施設や用地の有効利用を図ることとし、対象校のうち最も条件のよい学校とします。教室不足などが見込まれる場合については、適宜増築等を行います。また、必要な場合には、新校舎の建設も行います。

VI 教育環境に関する整備

1 統合に伴う子どもたちへの配慮

子どもたちの教育環境の変化などに対応するため、児童生徒の不安や動揺をできる限り軽減できるよう、教育相談員の活用を図ります。

2 学校間連携による教育活動の推進

統合にあたっては、事前に児童生徒の交流や教職員による交流等を行い、子どもたちがスムーズに融合できるよう、段階的に統一した指導方針の立案や教育課程の編成を進めます。

3 小中一貫教育の推進

児童が中学校へ進学する際の段差を軽減し、意欲をもって中学校へ進学できるよう、9年間を見通した指導方針のもと中学校区を基盤とした学校間の交流など小中一貫教育の取り組みを積極的に進めます。

4 通学環境に関する整備

統合により新たに遠距離通学となる児童生徒については、体力や安全面を配慮してスクールバス等の運行を実施し負担軽減を図ることとします。また、通学路の変更があった場合については、通学路の再点検を実施し安全確保を行うとともに、必要に応じ関係機関に要望等を行います。

VII 学校規模の適正化を円滑に進めるための取り組み

1 地域説明会の開催

地域説明会を開催し、適正規模の必要性や適正配置に向けての環境整備について説明し、方向性を確認します。

2 地元代表者協議会の設置

「地元代表者協議会」を設置し、学校規模の適正化についての合意形成を図るとともに、実施に向けての協議を行います。

3 統合準備委員会の設置

新しい理念や考えに基づいた新しい学校づくりを基本とし、新設校への円滑な移行に向けて統合準備委員会を設置し、検討事項等について協議を行います。

VIII 統合後の学校施設について

1 廃止した学校施設等について

廃止した学校施設や敷地については、「将来を担う子どもたちにとって」を第一義とする本計画とは別に考えるものとします。また、本市としての有効活用のあり方や当該地域の要望等を踏まえ検討を行います。

2 廃止した学校の分校について

廃止した学校の分校については、教育施設から除外します。ただし、本市や当該地域において利活用している施設については、教育財産から普通財産へ引継ぎを行います。